

## 目 次

	ページ
1. 医療機関	1
➤ 麻しん患者を診断した医師は、保健所発生届を提出するとともにすべての症例について検査診断のための検体を採取する。	
➤ 患者の早期診断及び院内感染防止に努める。	
➤ 予防接種を推進する。	
➤ 患者（保護者）に指導する。	
2. 学校等	4
➤ 予防接種を勧奨（推奨）する。	
➤ 児童等の健康状態を把握する。	
➤ 麻しん患者が発生したら保健所に連絡する。	
➤ 学校医・保健所と相談・連絡し、早期に対策会議を開催する。	
3. 保健所	7
➤ 麻しんに関する広報を実施する。	
➤ 医師からの発生届により患者発生状況を把握する。	
➤ 学校等からの報告により感染拡大防止のための指導を行う。	
➤ 保健所管内対策会議を開催する。	
4. 市町村	10
➤ 定期予防接種率の向上を図る。	
➤ 麻しんに関する広報を実施する。	
➤ 市（町村）内の学校等で感染が認められた場合に助言する。	

### <参考資料>

※1 麻しんの臨床症状	12
※2 修飾麻しん	14
※3 定期予防接種	15
※4 麻しん届出基準	16
※5 麻しん発生届	17
※6 健康福祉センター（保健所）一覧	18
※7 出席停止	19
※8 学校等の報告用紙（例示）	21
※9 千葉県内定期予防接種相互乗り入れ制度	22
※10 各種ガイドライン	23
※11 麻しん検査票	24
※12 検査診断フローチャート	25